

## 令和元年度 第5回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年8月20日（火）午後1時30分～午後2時10分

2、会議場所 播磨町役場 2階 202会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主事 高森 菜奈末

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

## 令和元年度 第5回播磨町農業委員会

日時：令和元年8月20日

開会 午後1時30分

- 議長 本日は全員の出席ということで会議が成立しております。そして議事録署名委員でございますが4番、井澤委員、5番、藤谷委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- それでは、これより議事目録に従い議事を進めさせていただきます。
- 議案第14号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の御説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは調査していただきました岩本委員さんお願ひいたします。
- 岩本委員 地図は4ページにございます。ごらんください。写真は別紙の一番上です。場所は新しい [ ] の [ ] の東に [ ] さんがあって、その [ ] さんの東側の空き地というのか、草が生えているところです。それでここは [ ] さんという [ ] の農業者の方の土地でして、この [ ] さんはその長女に当たります。数年前に亡くなつて遺産で相続された方でございまして、このあたりがもう10年ほど前から、ごらんの地図のように宅地造成になっています。
- それでこの [ ] という赤字で書いてある斜線の上ですが、そこも農地であったのですが、もう以前にその分はさきに分筆して、売却して家が2軒、北に建っております。それで今回は、この残つていた土地を青空駐車にするそうです。
- 周りに田んぼは、もうほとんどなくて、その下のあいているところも今は2カ月ほど前にもう農転が終わっていまして、今造成して1

7戸ほどが建つ工事中でございます。何ら問題はないと思います。

以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。説明は終わりました。委員の皆さん方、御意見や質問はありませんか。

○議長 質問等、ございませんか。市街化区域の転用ということでございまして、農地転用届を受理することにいたしたいと思います。

続きまして、議案第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の御説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査していただきました淺原委員さん御説明をお願いいたします。

○淺原委員 ここは形としては畠です。現況が畠の土地をこの写真で見ますと奥に家が見えるのですけれど、ここに住んでおられる方が[REDACTED]さんで、その[REDACTED]さんが家の前に遊んでいる土地があるので買いたいということで、買われるということらしいです。だから自宅の土地が地続きになるという感じです。家は建てないのでしょうけれど、自分のところの家の敷地が広がるという感じです。もともと何も、水田ではありませんので、問題はないと思います。以上です。

○議長 この地図上で、この囲んであるところの少し左上の方に余白があるのは、ここは何になっているのですか。

○淺原委員 左上ですか。

○議長 はい。

○淺原委員 これは[REDACTED]さんの道への通路です。それが全体、道に面した土地になるという感じです。

○議長 わかりました。委員の皆様方、質問等はございませんか。

ないようでございますので、これも市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。次に2番、現地調査していただきました井澤委員さんお願ひいたします。

○井澤委員 はい。地図は8ページをごらんください。それと写真ですが、別紙の1ページ一番下です。まず8ページを見ていただきますと、当該地はちょうど地図の真ん中辺りでして、この地図の真ん中の一一番下側に [REDACTED] があります。この写真には写っていないのですが、[REDACTED] のちょっと下側の手前の方です。その左手側には [REDACTED] 、そして右側には [REDACTED] があるところです。[REDACTED] をずっと北の方へ上がっていただいて、1つ目の十字路を右の方に曲がっていただいたところが当該地です。ちょうど突き当たりは [REDACTED] になっています。現地を見てきましたら、写真にもありますように一面雑草に覆われています。農地には間違いないですが、雑草に覆われた状態であります。それでこのあたりで、あと農地はそのちょうど南側、斜線部分の下側の部分、ここには今、稲がつくられています。ちょうど [REDACTED] と書いてあるところです。ここは水稻がつくられています。その左下も田なのですが、これも雑草に覆われていますし、管理されていないような状態の農地が近くには残っています。それでこの水路を見ましたら、ずっとこの斜線の部分の北側、それと東側と西側、 [REDACTED] さんの家の方、西側にずっと細い通路が通っています。周りはほとんど住宅地ですので、特に問題ないかと思います。よろしくお願ひします。

○議長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。委員の皆さん方、御質問等はございませんか。質問等がないようござい

ますので、これにつきましても市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定いたします。

次に、報告第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと」を議題といたします。事務局の方、説明をお願いします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 はい。淺原さんお願ひいたします。

○淺原委員 では、報告させていただきます。写真は2ページですけれども、上の方が水田になっています。それから下の方は畑です。自宅でつくられております。自家用で食べるものをつくられていると思います。両方とも農地として使用されていますので、問題ないと思います。以上です。

○議長 この [ ] さんと [ ] さんはどのような関係ですか。

○淺原委員 兄弟です。

○梅谷委員 これは新規ということですね。新規で納税猶予されるということですか。

○淺原委員 いや、もう最後と違いますか。

○事務局 そうです。納税猶予が終了するので最後の確認になります。

○議長 この11ページの後ろの土地のすぐ下の [ ] さん、これが家ですか。

○淺原委員 それは家の裏です。両方とも家の裏です。

○議長 委員の皆様方、御意見、御質問はございませんか。

○三宅委員 特に問題ないと思います。

○議長 なければ原案のとおり報告することに賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 全員賛成ということで、報告第6号は原案のとおり加古川税務署にそれぞれ報告することいたします。

本日、議題として予定しておりましたのは以上でございます。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年 8 月 20 日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 井澤 信良

議事録署名人 藤谷 昇